

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の主旨

平成29年5月12日に公布された都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）により、都市計画法（昭和43年法律第100号）が改正され、新たに用途地域として「田園住居地域」が創設されたことから、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年千葉県条例第31号。以下「条例」という。）の一部を改正します。

2 改正内容

条例では、現在、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の7つの住居系の用途地域を第一種地域に定め、風俗営業の営業制限等を行っていますが、都市計画法の改正により新たに用途地域として創設された田園住居地域についても農業と調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する必要があることから、これを第一種地域に加える改正を行います。